

# 正 誤

埼玉県告示第七百三十一号（平成二十八年五月二十七日第二千八百一号）中訂正

ページ 表中 行

二 七 随意契約とした理由 前から十五

誤

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項  
第1号及び第2号に該当

正

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項  
第1号及び第2号に該当